

[詳細案内]

喀痰吸引等第三号研修（特定の者対象）を受講される皆様へ

1 受講料について

(1) 受講料金

基本研修が800円、実地研修は対象者1人につき1,200円です。

同封の『豊田市指定の納付書』と『受講票』に記載された金額をご確認ください。ご不明な点は、振り込む前に、電話にてお問い合わせください。

(2) 支払方法

同封の『豊田市指定の納付書』にて、納付書に記載された金額を納付場所【納付書1枚目の裏面に記載された銀行】で、振込んでください。

納入通知書(納付書)兼領収書【納付書3枚目】は、研修初日に提出していただきますので、大切に保管してください。

(3) 納付期限

受講日までに振込みをお願いします。期限までに納付できない場合は、事前にご連絡ください。

研修初日の受付時に、納入通知書(納付書)兼領収書【納付書3枚目】をご提出ください。(領収書は、基本講義終了後にお返しします。)

(4) 解約・返金

研修開始前に受講を辞退された場合のみ、全額返金いたします。

2 受講辞退または欠席される場合について

(1) 受講を辞退される場合

基本研修前日までに、電話(0565-37-1781)にて橋本へ連絡ください。

(2) 欠席または遅刻・早退される場合

研修開始時刻までに、電話にてご連絡ください。

なお、認定を受けるためには、原則として基本研修・実地研修の全課程に出席することが必要です。ただし、やむを得ない理由による遅刻・早退・欠席であって、その累計が2時間を超えない場合には、補講をもって受講にかえることができます。補講に伴う追加料金はありません。

(3) 受講者の変更

受講者の変更は、原則認めません。

3 研修テキストについて

「たんの吸引等第三号研修(特定の者)テキスト」を使用します。

研修初日までにご購入ください。(貴事業所で2018年以降に受講した方がいらっしゃいましたら、同じテキストですので貸りてきていただければと思います。)

たんの吸引(第三号研修(特定の者))テキスト
たんの吸引、経管栄養注入の知識と技術
■編者：NPO法人 医療的ケアネット
■発行所：株式会社クリエイティブかもがわ
■初版発行：2018年8月31日
■定価：本体2,400円+税



4 実地研修に向けて準備いただくもの

必要になる書類が3種あります。下記の「指示書」「同意書」「個別マニュアル」です。

研修初日のオリエンテーションにて、これらの詳細について説明いたしますが、すぐに用意することが難しい書類もありますので、準備を始めてください。「指示書」「同意書」「個別マニュアル」は、貴事業所の様式で構いません。様式がない場合は、参考様式を勤務先 E-mail 宛に送信しますので、お申し出ください。

(1) 介護職員等喀痰吸引等研修指示書

実地研修には、認定を受けようとしている対象者の対象行為について、医師の書面による実地研修における指示が必要です。医師の指示書がない対象者の実地研修は、実施できません。

- 「介護職員等」が「喀痰吸引等の研修」をするための指示書であることを様式に明記し、その旨を医師にも伝えたくて、指示書をお願いしてください。

- 「事故発生時の対応方法」「緊急時の連絡先」も必ず、明記してください。

④ 研修指示書については、文書料を請求されると思います。その費用を誰が負担するか（事業者か、受講者か、対象者か）、事業所で検討した上で、医師に依頼してください。

※ 認定特定行為業務従事者が認定を受けた喀痰吸引等の行為を実施する場合の医師の指示書『介護職員等喀痰吸引等指示書』は、診療報酬 240 点が指示料として算定できるため、他の保険診療と同様、(障)心身障がい者医療費受給者証を持っている方は費用負担がありません。しかし、実地研修に必要な「介護職員等喀痰吸引等研修指示書」は、保険診療外のため、一般の医療機関の対象者の主治医に依頼した場合、文書料を請求されます。(事業所等の嘱託医に、嘱託内容に含まれるものとして依頼する手もあります。ただし、嘱託医と対象者の主治医が異なる場合は、認定取得後の実施の際には、主治医に指示書を依頼してください。)

(2) 介護職員等による喀痰吸引等研修の実施に係る同意書

実地研修には、実地研修協力者である対象者または対象者家族の書面による同意承認が必要です。同意書がない対象者の実地研修は、実施できません。

- 「介護職員等」が「喀痰吸引等の研修」をするために喀痰吸引等の行為を行うことを説明し、同意承認を得てください。

(3) 対象者ごとの対象行為の個別マニュアル

実地研修においてはもちろん、認定後の実際のケアにおいても、常に安全かつ適切に喀痰吸引等の行為が実施できるよう、対象者ごとの個別マニュアルを作成します。医師の指示内容と相違がないか、適切な手順になっているか、研修指導者とともに確認してから実地研修に移ります。

- 対象者に必要な項目や留意点も必ず記入し、貴事業所の看護師と対象者家族に確認してもらってください。※ 基本的に、通常手順に記載されている項目・内容は削除しないでください。

5 研修当日の注意事項

(1) 持ちものについて

受講票 [受講決定通知] をご確認の上、お忘れものないようお願いいたします。お持ちいただかないと、受講できませんので、十分にご注意ください。

また、昼食は各自でご用意をお願いします。

(3) 体調確認について

感染症等に罹患している、または、感染源になりうる方の入館は、お断りいたします。日程変更が可能な科目もありますので、無理をしてお越しいただくことのないようお願いいたします。

なお、当事業所内での感染症等の流行があった場合は、研修を延期させていただきます。また、貴事業所内での感染症の流行等、研修続行にリスクがある場合は、速やかに電話連絡をお願いします。不安がある場合も、ご相談ください。

(2) 駐車場について

受講者の方のお車は、右図の職員駐車場（平芝公園臨時駐車場）へ駐車してください。



6 修了認定の方法について

基本研修、実地研修のすべての評価に合格し、修得すべきすべての行為について「安全に実施できる」と判定した場合のみ、修了証を発行します。

(1) 基本研修（講義）の評価

筆記試験により、必要な知識が修得されたかを確認します。

講義テキストから20問を出題し、18問以上正解で合格とします。不合格だった場合は、不正解だった出題分野についてのレポートを提出していただき、再判定します。

(2) 基本研修（演習）の確認

シミュレータを用いて、必要な技能が修得されたかを確認します。

各行為が手順どおりに実施できるかを講師が確認し、すべての行為が手順どおりにできれば演習の修了を認めます。認められなければ、実地研修に移ることはできません。

(3) 実地研修の評価

対象者ごとに、必要な知識と技能が修得されたかを確認します。

手順どおりに連続2回実施できれば合格です。研修期間内に合格できた行為のみ、認定されます。研修期間内に合格できなかった行為は、認定できませんのでご承知おきください。

7 受講にあたっての注意事項

(1) 受講の取り消しについて

次に該当する方の受講はお断りいたします。研修の途中でも、該当する行為や事実があった方は、その時点で受講を取り消しますので、ご容赦ください。

- ① 受講中に知り得た個人情報等の守秘義務を厳守できない者
- ② 安全な行為遂行に必要な知識と技術を身につけようという態度が見受けられない者
- ③ 特定行為業務従事者認定証の交付申請を行うことができない事由がある者
- ④ 感染症等に関することを含め、リスク管理の意識が低い者

(2) 研修の延期について

当事業所の事由により研修を延期する場合は、延期すべき事由が発生した時点で、受講者に（申込書に記載された勤務先に）電話連絡いたします。後日、その内容を振り替えて実施する日時を受講者と調整いたします。

受講者側の事由による延期は、実地研修においてのみ認めます。延期すべき事由が発生した時点で、すぐに電話連絡をお願いします。

8 研修修了後の注意事項

修了証明書が交付されたら、「認定特定行為業務従事者認定証」の交付申請を行ってください。